



HPはこちら

「人事・賃金制度等の見直し」

1月9日付

主任職以下の「昇格昇給額」の増額を求める！

「昇格昇給額」に対する東日本ユニオン基本要求を提出！

【東日本ユニオン基本要求】

★主任職以下の「昇格昇給額」を増額すること。

昇給額は以下のとおりとすること。

係職1等級 ⇄ 係職2等級 7,000円

係職2等級 ⇄ 指導職1等級 9,000円

指導職1等級 ⇄ 指導職2等級 8,000円

指導職2等級 ⇄ 主任職1等級 11,000円

主任職1等級 ⇄ 主任職2等級 9,000円

【東日本ユニオンの要求】

区分	昇格昇給額
係職1等級 ⇄ 係職2等級	7,000円
係職2等級 ⇄ 指導職1等級	9,000円
指導職1等級 ⇄ 指導職2等級	8,000円
指導職2等級 ⇄ 主任職1等級	11,000円
主任職1等級 ⇄ 主任職2等級	9,000円

主任職以下も

「昇格昇給額」の増額を要求！

【会社提案】

区分	昇格昇給額	増額分
係職1等級 ⇄ 係職2等級	5,000円	増額なし
係職2等級 ⇄ 指導職1等級	7,000円	
指導職1等級 ⇄ 指導職2等級	6,000円	
指導職2等級 ⇄ 主任職1等級	9,000円	
主任職1等級 ⇄ 主任職2等級	7,000円	
主任職2等級 ⇄ 主務職	9,000円	+4,000円
主務職 ⇄ 主幹職B (TL職B)	17,000円	+11,000円
主幹職B (TL職B) ⇄ 主幹職A (TL職A)	18,000円	+7,000円

それぞれの職責に役割がある！賃金格差の拡大は認められない！

- 「昇格昇給額」が主務職以上だけ増額することは平等ではない。それぞれの職責に役割もあり、主任職以下も増額するべきである。賃金格差の拡大は認められない。
- 「人材育成を担う層を厚くする」の説明は「成長を遂げた側を評価しない」という矛盾を孕んでいる。
- 賃金格差の拡大はモチベーションの低下や離職を招く。
- 賃金カーブが現行よりも「さらに緩やか」になっている中で、主任職以下も増額するべきである。主任職以下の社員はこれからの会社を支え、基礎となる世代・職種である。
- 主任職以下の段階で賃金水準が抑えられると、その後の職制でも賃金水準が累積的に低い位置で固定されてしまう。その結果、長期的な賃金格差・生活格差を拡大させる要因となる。